

平成 27 年度定期防衛監察及び点検防衛監察の結果について（概要）

1 監察の対象項目及び対象機関等

(1) 定期防衛監察

ア 入札談合防止：11 機関・部隊(アンケート(2, 108 名)、実地監察)

イ 法令遵守の意識・態勢：52 機関・部隊(予備調査(2 機関・部隊除く)、実地監察)

(2) 点検防衛監察：16 機関・部隊(実地監察)

- ・平成 21 年度防衛大臣指示(入札結果の検証態勢の強化等)に係る改善状況
- ・平成 23 年度防衛大臣指示(年度末における適正な予算執行)に係る改善状況

※ 定期防衛監察：防衛監察監が必要と認める事項について、毎年度、計画に基づき実施する防衛監察
点検防衛監察：防衛大臣指示に基づく改善結果の状況について、計画に基づき実施する防衛監察

2 監察結果の概要

(1) 定期防衛監察

ア 入札談合防止

装備品等及び役務の調達並びに建設工事及びこれに伴う設計業務等の技術業務を対象として監察を行ったところ、競争性の拡大に向けた各種施策について、全般的に積極的な取組が行われている一方で、業界関係者等との対応等、改善すべき状況が見られた。

イ 法令遵守の意識・態勢

不祥事や事故の要因となり得る組織管理上の問題点の有無の解明に資するため、職務上の事故の防止態勢その他の法令遵守の意識・態勢について監察を行ったところ、法令遵守に関する各種施策について、全般的に積極的な取組が行われている一方で、法令遵守に関する各種教育、管理者や各級指揮官（以下「管理者等」という。）の意識、点検・検査等において、改善すべき状況が見られた。

(2) 点検防衛監察

入札結果の検証態勢の強化等及び年度末における適正な予算執行について監察を行ったところ、全ての対象機関等において、事後的検証は行われており、更に取り組むべき余地はあるものの、事後的検証に対する職員の意識と取組が浸透し、定着しつつある状況が見られた。

また、全ての対象機関等において、年度末における調達の公正性を歪めかねないような無理な予算執行が疑われる案件は見られなかった。

3 監察の結果に係る改善策等

(1) 定期防衛監察

ア 入札談合防止

(7) 対象機関等において、以下の改善等が見られた。

- ① 全ての対象機関等において、年度末における調達の公正性を歪めかねないような無理な予算執行が疑われる案件は見られず、かかる予算執行は許されないとの意識が浸透している状況が見られた。
- ② 全ての対象機関等において、一者応札等の原因分析及び公告期間の延長につい

て取り組む等、競争性拡大のための意識及び施策が、より浸透している状況が見られた。

(イ) 以下の改善策を実施することが必要である。

- ① 業界関係者等との対応要領について、引き続き、職員への周知徹底を図ること。
- ② 入札談合防止関連の法令、規則及び各種施策について、引き続き、職員の理解度の向上を図ること。

(ウ) 以下の取組を講ずることが望ましい。

- ① 市販品等の調達に関し、計画的な調達要求により、少額の随意契約を取りまとめ一般競争入札に付する取組等を一層推進し、更に競争性のある契約方式を拡大すること。この際、調達要求部署と契約部署が連携して実施すること。
- ② 入札結果の事後的検証について、職員の意識と取組が更に浸透し、定着しつつある状況が見られるものの、検証項目等を拡大する等、更に実効性の向上に取り組むこと。

イ 法令遵守の意識・態勢

(7) 対象機関等において、以下の改善等が見られた。

- ① 平成26年度報告において指摘した部外へ業務用パソコンを持ち出す際の簿冊への未記録や不用決定された業務用パソコンのハードディスク内に業務用データを格納したまま放置する等の問題のある事例は、いずれの対象機関等においても見られず、改善が進んでいる状況が見られた。
- ② たちかぜ事案に係る事務次官通達を受け、事案の再発を防ぐため、ほとんどの対象機関等において、教育や指導、身上（心情）把握のための面談等が実施されている状況が見られた。
- ③ 職員の情報保証に関する意識の高揚を図るため、「情報保証の禁止事項カード」を作成し、全ての電子計算機に貼付して周知している状況が見られた。
- ④ 職員の個人情報保護に関する意識の高揚を図り、個人情報を適切に管理するため、「個人情報保護に係る業務マニュアル」を作成し、関係職員に周知している状況が見られた。

(イ) 以下の改善策を実施することが必要である。

- ① 全省的な取組である、情報セキュリティ、自衛隊員倫理、セクシュアル・ハラスメント防止等の各種強化期間において、教育が未実施である状況が一部に見られたことから、各種教育を定期的・計画的に実施すること。
- ② 秘に指定された文書等を保管している容器の文字盤かぎの組合せについて、関係規則の定める時期に適切に変更すること。
- ③ 武器・弾薬の紛失・盗難事案の発生を防止するため、部隊長等をはじめとする職員が、過去の武器等紛失事案等に学び、武器・弾薬の管理に対する意識を常に高めておくこと。
- ④ パワー・ハラスメント又はそれが疑われる行為が存在する旨を訴える職員が依然として見られたことから、平成28年4月1日に施行された「パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令」に従い、適切に対応すること。

(ウ) 以下の取組を講ずることが望ましい。

- ① 法令遵守に関する各種教育の実施に当たっては、教育資料の回覧で済ませず、職員の理解度や職責に応じた教育を実施する等、その内容の定着に努めること。
- ② 管理者等は、法令遵守に関する各種教育や点検・検査等を部下任せにせず、自ら率先して範を示すとともに、適時適切かつ積極的に指導・関与していくこと。

(2) 点検防衛監察

入札結果の事後的検証について、職員の意識と取組が更に浸透し、定着しつつある状況が見られるものの、検証項目等を拡大する等、更に実効性の向上に取り組むことが望ましい。